

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年3月1日～2028年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対 策>

- 2025年3月～ 全社員に対し「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 2025年4月～ 育休取得予定者に育休復帰支援プラン策定開始
- 2025年5月～ 管理職に対し、育児復帰支援についての理解を深める為の「が」イン実施。

目標2：妊娠中の女性従業員の出勤・退勤時の苦痛を緩和し、母体保護を確保するため、希望者の短時間勤務を制度として導入する。

<対 策>

- 2025年3月～ 妊娠中の女性従業員の短時間勤務制度の内容検討。
- 2025年4月～ 部門長、組合に対する制度改定内容の説明。
- 2025年9月～ 妊娠中の女性従業員の短時間勤務制度の導入、従業員への周知。

以 上